

## 令和2年2月議会 質問項目一覧表

区分	質問日	質問者	質問項目	答弁者	関係課
一般質問	2/10(月)	鎌田議員	いわゆる「教育機会確保法」にもとづくフリースクール等との連携について	教育長	学校安全・安心推進課
	2/10(月)	濱田議員	プログラミング教育への県の対応について	教育長	教育政策課、学校人事課、高校教育課
	2/10(月)		県立電子図書館の創設について	知事	社会教育課
	2/12(水)	岩田議員	改正給特法について	教育長	学校人事課、教育政策課
	2/13(木)	末松議員	十分な教育が受けられなかつた方々の将来への不安の解消に向けて	知事 教育長	義務教育課
	2/14(金)	増永議員	「熊本の学び」について (1)全国・学力学習状況調査の結果について (2)「熊本の学び」推進プランについて	教育長	義務教育課

\*別添資料は、熊本県議会事務局発行の「くまもと県議会報」第207号から一部抜粋

(一般質問) 令和2年2月10日

くまもと民主連合 鎌 田 聰

1 新型コロナウイルス対策（要望）

2 空港アクセス鉄道の事業費と収支見通し

質問 阿蘇くまもと空港までのアクセス鉄道について、JR九州との間で整備による増益があれば整備費の3分の1を上限に同社が負担するとの同意があるが、利益が出なければ同社の負担もないという理解でよいか。仙台空港のアクセス鉄道では、仙台駅から乗りかえなしで直接空港に乗り入れているが、平成18年度に運行を開始し、沿線の開発が進んで、13年かけてやっと昨年度100万円の黒字。熊本では事業開始後、即黒字になるか大変不安。今年度は詳細を調査することだが、アクセス鉄道の事業費、ルートを含めた運行方法はどうになったのか、そしてアクセス鉄道の収支の見通しについて、知事に尋ねる。

答弁（知事） 現在、調査委託先の（独）鉄道・運輸機構において、慎重かつ専門的にルートや事業費の検討が進められている。運行方法も同機構で三里木駅での乗り継ぎ時間の短縮等の検討が進められている。収支見通しについて、空港運営会社が目標としている622万人の航空旅客に加え、中間駅を予定している県民総合運動公園などの利用者も含めると、十分需要は見込まれる。JR九州の負担については、JRの既存路線の増益効果の一部も拠出するというスキーム。空港アクセス鉄道利用者がJR豊肥本線等を利用する場合には必然的に増益となるので、同鉄道の収支に寄与する。

3 気候変動対策

（1）CO<sub>2</sub>排出ゼロに向けた具体的取り組み

（2）気候非常事態宣言

質問 （1）産業革命からの気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑えるというパリ協定の目標を達成するには、CO<sub>2</sub>排出をできるだけ早く実質ゼロにしなければならない。知事は昨年11月定例会で、熊本県は2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すことを宣言されたが、本県におけるCO<sub>2</sub>排出量の現状とゼロに向けた具体的取り組みについて尋ねる。（2）CO<sub>2</sub>排出量ゼロの取り組みを進める

にあたって気候非常事態宣言を提案する。日本では1月末現在、長崎県壱岐市など8つの自治体で宣言または宣言に関する議会決議がなされている。気候非常事態宣言についてどのようにお考えか。（1）、（2）あわせて知事に尋ねる。

答弁（知事） （1）本県のCO<sub>2</sub>排出量は2013年度の1,412万トンに比べ、2017年度は1,125万トンと約20%減少しており着実に削減が進行している。現在、CO<sub>2</sub>排出量が多い事業者と意見交換を行つており排出削減の加速化の可能性等を検討中。これらの取り組みを来年度策定予定の「第六次環境基本計画」に盛り込む方向である。（2）気候非常事態宣言は、地球温暖化の深刻化に関して住民と危機意識を共有し、気候変動を緩和する積極的な政策を進めるためのものだが、同じ考え方から2050年までの県内CO<sub>2</sub>排出ゼロ宣言を行つた。

4 F C V（燃料電池自動車）の普及の取り組み

質問 県はF C Vの普及に向けて、2015年に熊本県燃料電池自動車普及促進計画を策定し、「地方都市圏のトップランナー」を目指すと宣言している。しかし、県内に県庁以外の水素ステーションはなく、県内でF C Vを所有しているのは県庁だけである。これからCO<sub>2</sub>排出量ゼロに向けて取り組むのであれば、F C Vが普及する環境を整備すべきだと考える。そこで、F C V普及の取り組みについて、商工観光労働部長に尋ねる。

答弁（商工観光労働部長） 県では、公務によるF C Vの活用やイベントでの展示等を通じ、そのメリットを発信してきた。全国的にF C Vの普及は進んでおらず、国は「水素・燃料電池ロードマップ」を新たに策定し、F C Vの本格普及に向けた取り組みを加速化することとしている。県としても國の動向を注視していくとともに、九州各県と連携し、F C Vの初期需要創出から本格普及に至るまで、各段階に応じた取り組みを進めたい。

5 「公立・公的医療機関の役割の再検証」への対応

質問 厚生労働省は昨年9月、全国の公立・公的病院のうち、熊本市民病院など県内の7つを含む424の医療機関を「再編や統合の議論が必要な医療機関」と発表した。その後、熊本市民病院は対象か

ら外れたが、同省から正式に都道府県に対して「公立・公的医療機関の役割の再検証」の依頼があったと聞く。高齢化が進む中、効率的で質の高い医療を提供し、医師の働き方改革を実現するためには、公立・公的医療機関の役割の再検証は必要だが、都市部と地方を同じ物差しで線引きする手法には無理がある。厚生労働省から要請があった公立・公的医療機関の役割の再検証について、どのように取り組むのか、健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 公立・公的医療機関が担うべき役割は地域ごとに異なるため、地域の実情を踏まえることが重要。県では、圏域の医療提供体制に関する現状分析を進め、政策医療の現状や課題を二次医療圏に設置した地域医療構想調整会議に提供し、公立・公的医療機関が担うべき役割や他の医療機関との連携強化に関する協議を支援していく。今回の要請をきっかけに、地域における医療提供体制のあり方の議論を活性化させ、持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいる。

## 6 いわゆる「教育機会確保法」に基づくフリースクール等との連携

質問 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策等を総合的に推進することを目的としたいわゆる教育機会確保法第13条では、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援が規定されているが、今年度公表された文部科学省の調査によると、全国の都道府県、教育委員会等の85%はフリースクール等と連携していない。そこで、①本県の不登校児童生徒数は、平成30年度で2,328人だが、市町村教育委員会が設置する教育支援センター、フリースクール等の民間団体に通っているのは、そのうち何名か。②フリースクールに通うことでお出席扱いにしている市町村教育委員会はいくつか。③フリースクールへの財政措置の予定はあるか。教育長に尋ねる。

答弁（教育長） ①昨年9月末時点で、熊本市を除き、教育支援センターに177人、フリースクール等に59人通っている。いずれも近年増加傾向にある。②教育支援センターでは、177人全員が出席扱い。フリースクール等では、59人が居住する25市町村のうち12の市町村教育委員会で出席扱いとし、23

人となっている。③来年度から国の事業を活用し、市町村に対する教育支援センターの設置支援、教育支援センター及びフリースクール等へ通う経済的支援が必要な子供たちに対する通学費等の援助に係る経費を新規予算として計上している。

## 7 県内バス事業者の共同経営への県の支援

質問 九州産交バス、産交バス、熊本電気鉄道、熊本バス、熊本都市バスの県内のバス会社5社が、1月27日に共同経営を行うと発表された。この5社のバス事業の収支はいずれも赤字で、運営費総額の約90億円のうち約30億円を補助金で補っている。現状のまま5社で運行を続けた場合、2028年度には、351キロの路線が廃止され、年間約526万人の足に影響が出ると試算されている。公的支援抜きでは県内の公共交通網の維持は困難である。県としても地方のバス路線を守るために支援をお願いしたい。バス会社の共同経営についての今後の取り組みと課題、そして、県の支援について企画振興部長に尋ねる。

答弁（企画振興部長） バス交通における課題は、都市圏における重複路線の解消や過疎地域におけるバス路線の維持である。共同経営により課題解決に結び付けていかなければならない。この共同経営の実施は、独占禁止法特例法の成立及び共同経営計画の策定、認可が前提。県としても、速やかな共同経営への移行のため、事業者と一緒にやって、計画の策定や関係機関との調整に取り組む。

## 8 運転免許証のお試し返納

質問 京都府警が、高齢のドライバーが運転免許を持たない生活を1カ月間送る「お試し返納」を昨年の秋から始めている。高齢者の免許証返納への心理的な抵抗や不安などを少しでも緩和するために、一定期間のお試し期間を設けることは非常に有益と思う。本県でもお試し免許返納の取り組みを進めてみたらどうか、警察本部長に尋ねる。

答弁（警察本部長） 京都府警の取り組みについては、昨年10月末から始めたものと承知しており、実施からまだ3カ月程度しかたっていないことから、今後もその取り組みを注視しつつ、引き続き、自治体等と連携し、自主返納を促進する取り組みを進めてまいる。

(一般質問) 令和2年2月12日

## 立憲民主党 濱田大造

### 1 プログラミング教育への県の対応

質問 これから時代を生き抜くためには、どんな職業にしても、パソコンを自在に扱う能力、IT技術、コンピューターの仕組み、プログラミング制御を理解する能力が、今以上に求められるようになってくる。①4月から小学校でプログラミング教育が始まるが、県内45市町村で教育用パソコンの設置状況が違っている。政府は2023年度までに小学生に1人1台のパソコン整備を表明しているが、それまでの間どのように対応していくか。②プログラミング教育は、都道府県によっては対応を開きが出ているとの指摘もある。本県の対応はどうか、現場の小学校の先生の間で混乱などの問題は起きていなかい。③県立高校の普通科で情報科目を教える教員にどういった人員を充てるのか。新卒教員を採用するのか、商業や工業系の教員を充てるのか、どのような方針なのか。

答弁(教育長) ①県教育委員会では、パソコンの整備状況に応じ、子供たちの学習効果を高める指導方法について、プログラミング教育の担当教員に対する研修会を通じて、学校現場に浸透を図っている。②モデル校を指定し、プログラミング教育を含むICTを活用した授業方法の研究を行ってきた。その成果を踏まえ、担当教員を対象とした研修を計画的に実施している。また、県から指導主事等を派遣して個別に研修を実施するなど、これまで述べ1,400人が受講している。さらに、モデル校での先進的な授業の様子をHPに掲載するなど、教員がいつでもインターネットで活用できる環境も整備している。③「情報」の免許を有する教員が中心となって担当していく。「情報」の免許を有する職員採用のあり方についても、学校教育の情報化を踏まえ検討してまいりたい。

### 2 県立電子図書館の創設

質問 熊本市立図書館では、電子書籍の貸し出しサービスを開始した。ほかの市町村でも図書のデジタル化、電子化の流れ、ニーズが高まっていくことが予見できる。基本的に市町村の図書館は、そこに住む住民しか利用できない。県立図書館で電

子図書サービスが始まれば、県民なら誰でも利用可能になる。県は県民に対し、どこに住んでいても優良なサービスを提供するミッションがある。電子図書には、地域間格差をなくし、過疎地域の可能性を高める効果が期待できると考える。昨年10月時点では、電子図書サービスは全国で89の自治体が行っていた。今後、多くの自治体が独自の取り組みを実施することが予想できる。県立電子図書館は、技術的には十分可能なので、あとはやるかやらないかの判断だけである。知事の考えの中に県立電子図書館的なものがあるのかどうか。

答弁(知事) 議員御指摘のとおり、電子書籍の活用は、過疎地域等における地域間格差の解消につながる可能性はあると考える。ただ、現在は種類や分野が限られており、専門書の収集、提供という県立図書館の役割から、まだ課題が多いと考える。また、図書館向けの電子書籍は、価格的に通常の図書より高価となり、貸し出し回数にも制限があるなど、費用対効果の面で課題がある。既に導入した県においては、こうした課題や利用者数の低迷により、サービスを休止しているところがある。教育分野においては、児童生徒1人にパソコン1台を整備する方針が示されるなど、情報化は急速に進展しつつある。このような中、今後の電子書籍の出版状況、さらには県立図書館の果たす役割等を見きわめながら、導入の効果や課題の整理を市町村とともに進めでまいりたい。

### 3 地方自治

(1) 小規模市町村における技術職員不足への対応  
質問 私は地域対策特別委員会に所属しており、市町村の技術職員を県が代替して採用するのはおかしくないか等の旨を質問したが、執行部から満足のいく回答は得られなかった。小規模市町村では、技術職員が不足する事態に直面している。小規模市町村の抱える問題や困難は理解できるが、地方自治はそれぞれの自治体が自前で職員を採用、育成、人事管理することで成り立っている。①県は、小規模市町村にかわり技術職員を上乗せして採用していく予定だが、初年度は何人程度の上乗せを考え、最終的には何人程度の上乗せとなるのか。②県と市町村での合意形成が行われたとしても、県民に対してどのような説明をされるのか。③上

乗せ採用する県職員は、県に就職したのに市町村での仕事がメインになるのか。④今回の取り組みは県単独事業と考えられるが、法的根拠と財源は。

答弁（総務部長） 市町村事業の受託や技術職員の派遣は、県による垂直補完の具体的事例として、有効な対応策の一つと考える。①初年度は熊本地震の被災町村へ重点化し、3名程度の支援を想定して調整を行っている。令和3年度の採用分から、数名程度を想定している。②県民の皆様に情報発信も行いながら、広域連携支援や垂直補完などさまざまな手法により積極的に取り組んでいきたい。③県の業務に当たることを基本としつつ、市町村の意向に応じて適任者を派遣したり、県において受託事業に当たることとなる。④地方自治法第252条の17に基づく派遣で、市町村が人件費を負担することが基本と考える。国においても普通交付税で措置する仕組みも予定されている。財源は、市町村に応分の負担を求めることが基本としつつ、国の制度も活用しながら対応していきたい。

#### （2）県内市町村の再編統合

質問 平成の大合併の結果、県内市町村の数は94から45へと減少した。しかし、県内市町村の数は、全国的に見るとかなり多いことを皆さん御存じか。地方自治は、住民の皆様の意見、考えが尊重されるべきで、人口規模と市町村数を比較して、何をもって適正とするかは難しいかもしれない。しかし、それを考慮しても、本県の市町村数が多いと言わざるを得ない。本県の人口減少は残念なことにペースアップしている。この状態を放置するなら、行政サービスの低下は否めず、さまざまな困難やトラブルが各方面、各分野で生じることが予見できる。対処療法で済まされないところで来ているのではないか。知事が考える地方自治の姿とはどこにあるのか。また、知事は4期目を目指されているが、4期目の課題として、県が主導して45市町村を再編統合する考えはあるのか。

答弁（知事） 地方自治の目的は、住民の幸福量の最大化にあると考える。県と市町村が強みを生かし、柔軟に役割を果たし、行政サービスを維持し、質を向上させることが必要である。県としては、地域の実情をきめ細かに把握しながら地方創生の実現に全力で取り組んでいる。市町村の姿は、地理的状況や歴史、文化、住民が望む地域のあり方

などに応じさまざまなものがあり得る。平成の大合併において、地域住民を巻き込んだ議論が積み重ねられた結果が今の市町村の姿であり、その選択を尊重すべきと考える。合併のみならず市町村間の広域連携、民間活力の活用、県による垂直補完などさまざまな選択肢の中から、県と市町村が相互に役割を補い取り組んでいくことが必要となる。市町村の意向を十分踏まえ、行政サービスの維持向上に向け、積極的に取り組んでまいる。

#### 4 県営住宅の連帯保証人制度

質問 国土交通省は、公営住宅の入居条件から連帯保証人確保を外すよう、全国の自治体に通知を出している。我が国は、高齢化や格差問題などに直面しており、無縁社会なる言葉も生まれている。結果として、連帯保証人が見つからず、公営住宅に入居できない問題が全国的に発生している。国は、公営住宅が持つセーフティーネット機能を有効活用するため、法改正と通知により國の方針を示した。国は一方で、地方分権の観点から、連帯保証人規定の存続判断を各自治体に委ねた。昨年12月の新聞報道によると、九州で言えば福岡県は廃止、4県は存続の方向である。自治体間で判断が分かれる中、本県では、連帯保証人を廃止するための条例改正案が提出された。改正についての考え方を尋ねる。また、今後の家賃滞納への影響について、どのように対応していくのか。

答弁（土木部長） 住宅に困窮する方々へのセーフティーネットという県営住宅の機能を果たすため、新たに入居される方に対して、連帯保証人を廃止する条例改正を提案することとした。廃止後は、入居者の安否確認等の際に協力いただくため、緊急連絡先を届けていただくこととしている。これまで、滞納初期の段階から、個別の状況に応じたきめ細かな対応を行うことで滞納解消に努めてまいった。悪質と判断される場合は、訴訟を含む法的措置も辞さず対応してまいった。昨年度、保証人から県に支払いいただいたのは8世帯にとどまっており、保証人廃止により直ちに多大な影響が出るものではないと考えている。今後も、訪問徴収等の取り組みを丁寧に進め、家賃収入の着実な確保に努めるとともに、セーフティーネットとしての県営住宅の責任を果たしてまいる。

(一般質問) 令和2年2月12日

くまもと民主連合 岩田智子

### 1 県民に愛されるくまもとの農業

#### (1) 「稼げる」農業

質問 知事は、農業を県政の最重要分野に位置づけ、取り組んでいるが、そこには、1番に「稼げる」農業がある。「稼げる」の意味について、「何か大量生産とか工業的なイメージがある。」との声もある。私は、消費者が望む安全、安心な農作物をつくるといった消費者目線の取り組みを初め、多くの内容が含まれていると思うが、「稼げる」の言葉の中にある知事の農業に対する思いを尋ねる。

答弁(知事) 農村に生まれ育ち、農業をこよなく愛している。多分、日本中の知事の中で、農業経験のあるのは私だけと思う。知事就任当時、農業を取り巻く厳しい環境に大変な危機感を覚え、熊本の宝である農業が、なりわいとして確立されなければならないとの強い思いから、稼げる農業を掲げ、その実現に向け、価格P、生産量Q、コストCの最適化を進め、意欲ある農業者の所得が最大化するよう全国に先駆けたさまざまな取り組みを進めてきた。ただ、稼げる農業は、消費者の信頼なくして成り立たず、生産される農産物が安全・安心で、環境にも配慮したものであることがとても重要である。そこで、安全・安心な農産物づくりに取り組んだ。農業が未来の世代に確実につながるよう、今後とも、安全・安心を大事にした稼げる農業を、私が先頭に立って推進してまいる。

#### (2) 地下水と土を育む農業

質問 豊かできれいな地下水や自然環境を守るのは次世代に今の環境を残すための重要なミッションである。県は平成27年の地下水と土を育む農業推進条例の施行にあわせ、本県の宝である地下水と土を育む農業の推進に関する計画を策定し、本県の宝である地下水と土を未来に引き継ぐとの目標を掲げ、さまざまな施策を進めている。県では、第2期計画の策定に向けて、昨年末、パブリックコメントを実施し、今後のさらなる充実に向けて取り組んでいくと思うが、アピールもまだ足りないと実感している。次年度から新たなる計画のもとで始まる第2期地下水と土を育む農業の今後の展開を農林水産部長に尋ねる。

答弁(農林水産部長) 第1期計画では、くまもとグリーン農業の生産宣言数や応援宣言数が目標を達成した一方、グリーン農業農産物の販売店舗数や堆肥の広域流通は目標を達成できなかった。第2期計画では、第1期の成果と課題を踏まえ、県民運動のさらなる展開、くまもとグリーン農業の高度化、良質な堆肥生産と利活用の促進、水田湛水の推進、の4点を中心に施策を展開していく。

### 2 性暴力・性犯罪被害防止と支援

質問 異性から無理やり性交された女性のうち、誰にも相談しない人は多く、表面化するのは氷山の一角であり、一人で悩む被害者、犯罪とはわからず罪を重ねる加害者が多い。2017年、110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正されたが、性犯罪から県民を守り、被害者を十分にケアするにはさまざまなハードルもある。被害者が責められるケース、2次被害も後を絶たない。そこで、①性犯罪被害防止、未成年者の被害防止の啓発、②性犯罪被害者の相談しやすい体制づくり、③被害者支援、④加害者への再犯指導の取り組みを警察本部長に、⑤性犯罪被害者支援の取り組みを環境生活部長に尋ねる。また、熊本地震当時、被害防止ポスター掲示を断られたり、男女共同参画の視点の必要性が理解されないとの課題もあった。全国の女性議員の集まりで、本県の男女共同参画の視点での発信は、全国に広がっているとの声があり、重要性を再認識した。そこで、⑥災害時の男女共同参画の視点からの取り組みも環境生活部長に尋ねる。

答弁(警察本部長) ①防犯カメラの設置促進、声かけ等の前兆事案への速やかな対応、早期検挙などの防止対策、児童生徒に対するインターネットを介する犯罪被害に遭わないための啓発、②性被害相談電話の運用、③被害者の初診料・処置費用等の公費負担制度の整備、くまもと被害者支援センターと連携しての検察庁への付き添い、裁判の代理傍聴等の支援、④必要に応じて出所後の継続的な所在確認、面談等をそれぞれ実施している。

答弁(環境生活部長) ⑤支援センターでの女性相談員による24時間体制での相談対応のほか、病院や警察への付き添いなどの総合的な支援、犯罪被害者等支援に関する取組指針による全市町村への相談窓口の設置、広報活動等も進めている。来年

度、指針を見直し、支援の充実に努める。⑥熊本地震の際、熊本市と連携して注意喚起ポスターを作成し、全市町村へ避難所等での掲示を依頼した。また、就寝場所や女性専用スペースの巡回警備など、女性に配慮した避難所運営を文書で依頼した。熊本地震での経験を踏まえ、市町村向け避難所運営マニュアルに、男女別更衣室の確保や避難所運営への女性の参画等を新たに盛り込んだ。

### 3 若年の人工妊娠中絶、妊娠・出産

質問 本県は全国でも10代の中絶率が比較的高く、この傾向はずっと続いている。①10代での人工妊娠中絶の減少に向けた取り組みについて、健康福祉部長に尋ねる。次に10代の妊娠、出産について、家庭の経済状況他、若年妊娠を取り巻く現状は大変厳しいが、生まれた子供と親が負の連鎖に陥らないよう、伴走型の切れ目のない支援が必要である。国は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的に、子育て世代包括支援センターの全国展開を進め、令和2年度末までの全市町村設置を目指している。②そこで、県内市町村でのセンターの設置状況、センターに対する県の認識と対応を健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①高校生を対象に、思春期講演会を実施した。また、思春期の性や妊娠、出産等の悩みなどに対応する専用相談窓口を女性相談センター内に設置し、県下全ての高校生に周知のためのカードも配付している。②県内でセンター設置は9市町村で、設置率は全国平均を大きく下回っている。県としてもセンターの役割は大変重要と考え、市町村に対し、意見交換会や研修会、先進事例の情報提供などを通じ、設置を働きかけてきた。今後、市町村長を交えた個別協議の実施など、働きかけを強化し、全市町村設置の早期実現に向け取り組んでまいる。

### 4 幼児教育・保育の無償化

質問 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化後、2号認定子供では副食費も一部を除き実費となった。副食費の実費徴収は食育などの保育の質の低下を招く、保育現場が混乱しないか、との心配もある。また、今回、全ての認可外の施設も無償化の対象となつたが、指導監督基準を満た

さない施設が全国に4割以上あり、質の悪い施設を温存することになる、との心配もある。①副食費に関して県内での問題の有無、②認可外施設の質を保つため、県として、市町村、施設にどんな指導をしているか、健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①現在まで、大きな問題や混乱が生じているとの報告はない。②從来から、毎年、立入調査を行い、改善すべき事項は是正指導している。また、これまで調査は県のみであったが、無償化に合わせ、今年度から市町村に同行を依頼し、情報共有・連携して指導している。加えて、改善事項の指導徹底のため、来年度から新たに施設の巡回指導を行う専任指導員を配置する予算を今定例会に提案している。

### 5 給特法改正への対応

質問 働き方改革や教職員の長時間労働是正には、給特法の廃止や抜本的見直しが必要だと訴えてきたが、第200回臨時国会で、法改正法案が可決された。改正されたのは、主に第5条、第7条で、第7条は、文科省が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるとされた。県は、昨年11月、学校における働き方改革推進プランのたたき台を公表し、その中で、今回、国の指針が示した在校等時間の上限と同様の方針を示したが、①上限方針策定の進捗状況と、実効性あるものとするための取り組みについて、教育長に尋ねる。次に、第5条は、休日のまとめ取りのための変形労働時間制の導入である。これは、現場の声を無視した形で、国会で可決され、不安の声が出ている。このままの導入では、今よりも時間が長くなることもあり得、改悪だと思う。②変形労働時間制について現状と対応の方向性を教育長に尋ねる。

答弁（教育長） ①国の指針等を基本に、関係規定の整備や方針策定に向けた準備をしつつ、市町村教委に必要な情報提供、策定支援を行う。上限方針を実効性あるものとするため、働き方改革プランを本年夏頃に策定すべく、検討委員会で協議している。また、教員の負担軽減を進めるための予算を今定例会に提案している。②国において法施行に向け、関係省令や指針の制定等の作業中であり、今後、国が示す制度の詳細を踏まえ、制度導入の検討を進めてまいる。

(一般質問) 令和2年2月13日

## 自由民主党 末 松 直 洋

### 1 県全体の公共交通ネットワーク

質問 先月、熊本の路線バス5社が共同経営に移行することに合意したことが発表されたが、共同経営により、都市部はさらに便利に、過疎地域はさらに不便になるのではないか。県内では、住民の移動手段を確保するため、市町村が交通施策として乗り合いタクシーやコミュニティバスを導入しているところがある。このような公共交通を維持していくには、相応の財政負担が必要になるが、交通弱者や過疎地域で生活する人にとって、移動手段の確保は重要な問題であり、今後、バスの共同経営が進められていく中で、利用者の目線に立った公共交通が整備されることを期待する。そこで、県全体の公共交通ネットワークの維持・確保についてどのような考え方を持っているのか、また、今後県としてどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に尋ねる。

答弁(企画振興部長) 県全域で県民の移動手段を確保するためには、バス事業者による路線維持の取り組みだけでは限界があり、特に過疎地域においては、鉄道やコミュニティ交通等活用できる地域の輸送資源を総動員して取り組む必要がある。県では、引き続き市町村の公共交通会議等に参画し必要な助言等を行うとともに、市町村による公共交通の維持・確保の取り組みについても財政支援してまいり。また、来年度には県全体で持続可能な公共交通ネットワークを構築していくための、各交通モードの役割分担の考え方や公共交通の充実に向けたロードマップを県が主体的に示し、市町村や交通事業者の取り組みをさらに後押ししてまいり。

### 2 十分な教育が受けられなかつた方々の将来への不安の解消に向けて

質問 夜間中学は、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学を卒業した方や外国籍の方などの教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしているが、残念ながら九州には設置されていない。不登校などから、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した

方の中には、一念発起して高校等を受験し、学校生活を楽しめている方もいるが、十分な学びができていないために一步を踏み出せず、将来への不安を抱えたままの方もおられる。そこで、①状況や立場は異なるが、知事に、学び直したい人たちも含めて、苦しい経験や不安等を抱えたまま一步を踏み出せずにいる方にメッセージをお聞かせいただきたい。②それらの方々が就学機会を望んだ際、学びの場となる夜間中学の設置について、県はどのような考え方をお持ちか、教育長に尋ねる。

答弁(知事) ①みずからの経験を踏まえ、知事就任当初から、貧困の連鎖を教育で断つという強い信念のもと、生活保護世帯の子供たちに対する就学支援やひとり親家庭に対する支援に取り組んできた。これからも不安を抱え前に進むことをちゅうちょされている方々や、さまざまな理由で十分な教育が受けられなかつた方々に対し、みずからの夢の実現に向け一步を踏み出し、挑戦する機会を用意するなど、きめ細かに対応する教育を後押ししてまいり。そして、本県の恵まれない子供たちが、私自身を見ることによって、夢を持つことの重要性と夢に向かって一步を踏み出すことの大切さを学んでいただければ大変うれしいと思う。それが、私が知事になった一つの理由でもある。

答弁(教育長) ②平成27年度から夜間中学に関する調査研究を重ね、平成29年度には、県民及び学校や行政関係者の夜間中学に対する理解を深めるためには継続的な周知・広報活動を行う必要があること、詳細なニーズ把握のためには福祉や国際関係部局等との連携が不可欠であることなどの一定の結論を得た。このため、研修会の開催や今回新たに、夜間中学に関する県民への情報発信、質問相談にも応じるためホームページを開設予定。今後、夜間中学のあり方については、知事の考え方を踏まえつつ、県民のニーズ等を見きわめながら市町村教育委員会とともに検討してまいり。

### 3 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画

質問 水防法では、洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設を市町村が地域防災計画で指定すると当該施設の管理者等には、避難確保計画の作成と避難訓練が義務づけられる。昨年10月の新聞記事

によると、これらの要配慮者利用施設で避難確保計画を作成したところは、全国で35.7%、本県は全国最低の2.9%という結果だった。全国最低の作成率となっている要配慮者利用施設の避難確保計画に関して、今後県はどのように取り組んでいくのか、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） 避難確保計画の作成は急務であると認識しており、施設管理者の負担軽減のため、県独自の避難確保計画の様式や計画作成に当たっての手引書を作成したところである。さらに、本年1月から、施設管理者を対象とした講習会を市町村とともに始めており、制度に対する施設管理者の意識の向上や理解の促進等に努めている。

#### 4 「歩き」を活かした地域づくり

質問 地域づくりのツールとして、フットパスやオルレなど、楽しみながら歩く活動が注目されている。フットパス先進地の美里町では、年間延べ1,500人以上がフットパスコースを歩きに訪れており、食のおもてなしを初め、地域ガイドの育成やコース沿いの看板設置等、歩く人を歓迎する体制づくりも進んでいる。「歩き」の取り組みは、大きな観光資源のない地域でも、交流人口の拡大や地域活性化につながっていく可能性があり、さらに、地域一丸となって歩く人を歓迎するまちづくりに取り組むことは、そこに住んでいる住民が自分の地域に誇りを持ち、地域文化を継承していくことにもつながる。このような「歩き」を活かした地域づくりが県全体に広がり、持続可能な取り組みとなっていくよう、県として今後どのような支援が可能か、企画振興部長に尋ねる。

答弁（企画振興部長） これまで地域コーディネーターやガイドの育成支援を行い、養成講座を修了した200名以上の方々が地域で活躍されている。また、平成30年には「Walkers are Welcome くまもと構想」を策定し、本年1月に、全国に先駆けて「Walkers are Welcome くまもとネットワーク」が設立された。これにより、多様な関係者の連携がさらに進み、交流人口の拡大につながるものと期待している。県としても、引き続きこの構想の普及啓発に努めるとともに、地域づくりチャレンジ推進事業等を活用し、「歩き」を生かした地域の魅力づくりを積極的に後押ししてまいる。

#### 5 棚田地域振興法

質問 棚田を抱える中山間地域の人口減少は著しく、農業の担い手の減少や高齢化、鳥獣被害も増加するなど、棚田を維持していくことが非常に困難になっている。昨年6月に成立した棚田地域振興法では、旧市町村の単位で国から棚田地域として指定を受けることができるようだが、①地域指定を受けることでどんなメリットがあるのか、②市町村における指定に向け、県ではどのような支援を行っていくのか、農林水産部長に尋ねる。

答弁（農林水産部長） ①指定を受けた棚田地域では、国の補助事業に関し、補助率のかさ上げや採択要件の緩和、事業の優先採択などの優遇措置が準備されている。また、中山間地域等直接支払制度においても、対象となる棚田等に対して、10アール当たり1万円の交付金の加算が新設される予定となっている。②昨年10月に推進体制を整え、さらに、市町村を対象とした説明会の開催や個別に面談も行い、細やかな指導や助言を行っている。

#### 6 日米貿易協定発効に対する県内畜産農家の支援

質問 T P P11発効に加え、日米貿易協定が発効され、今後さらに関税率が下がることにより、安価な輸入牛肉や豚肉などが市場にふえてくることが予想されるが、牛肉や豚肉の価格が下がることで、畜産農家の生産意欲の低下や経営の衰退につながりはしないかと危惧している。不安を抱える畜産農家に対し、県は今後どのような取り組みや支援をしていくのか、農林水産部長に尋ねる。

答弁（農林水産部長） 次の3本柱で支援を行ってまいる。1点目は、生産基盤の維持・拡大で、畜舎整備や搾乳ロボットなどのI C T機器導入を支援するほか、繁殖雌牛の増頭対策や高齢の畜産農家へのサポート体制の強化などを進める。2点目は、畜産農家の経営安定で、T M Rの給与などによるコスト削減・省力化を推進。また、マルキン制度などを活用し経営安定を図る。3点目は、販路拡大で、県産牛肉の魅力をP Rして差別化を図り、首都圏での顧客獲得に向け、県産牛肉取扱店舗の拡大を進める。また、米国への牛肉輸出の低関税枠が拡大されたことは、輸出拡大のチャンスであり、アジア地域やイスラム圏のみならず、米国への県産牛肉の輸出拡大に積極的に取り組む。

(一般質問) 令和2年2月14日

自由民主党 増永慎一郎

### 1 空港周辺整備構想

質問 本年1月3日付の熊日朝刊に、空港周辺に新産業拠点という見出しの記事が掲載された。また、知事は年頭の記者会見で、熊本地震からの創造的復興に向け、熊本空港周辺の中でも特に新しく整備する空港アクセス鉄道の沿線を、シリコンバレーのような先端産業の集積拠点にしたいと語られた。私は、いよいよ大空港構想の実現に向けた具体的な動きが始まると、期待感を持って拝見した。一方、私は、平成30年6月議会で、県土の均衡ある発展及び若者の働く場所確保のため、特に県南地域等へのIT企業のサテライトオフィス誘致等を進めるべきと質問した。現在、県内各地で誘致が行われ、成果が出きており、このよき流れが空港周辺地域への集中により途絶えるのではと危惧されている。今回の構想が、この流れを断ち切らず、県全域へ波及することを期待している。そこで、空港周辺整備構想についての知事の考えを尋ねる。

答弁(知事) 私が空港アクセス鉄道の整備が必要だと考えるのは、空港利用者の利便性向上や空港を拠点とした交流拡大といった効果にとどまらず、新たな産業集積により県経済活性化の起爆剤になると確信しているからである。また熊本を世界から、人、物、技術、情報といった新たな知の集積を実現する場所にして、企業や研究機関、大学等のネットワークを生かし、人と人が有機的に結びつき、にぎわいとイノベーションが持続的に創出される、いわゆるシリコンバレーのような地域を目指している。大空港構想の実現に向け変革する空港周辺地域に、半導体や医療、食、健康、農業など、熊本の強みを生かした知的産業集積拠点の旗を掲げ、さらなる可能性にチャレンジしていく。また、時代は、デジタル革新による社会構造の劇的な変化のただなかにある。先端技術の導入や民間の知恵と資金を活用し、地域課題の解決につながる新たな産業の創出を図る。次の構想でも、あらゆる成果を県内各地に波及させ、50年、100年先の県経済の発展を見据えた地方創生の形をつくれるよう取り組んでまいる。

### 2 熊本県における消防力強化の取り組み

質問 最近、全国各地で大規模災害が発生している。

また、救急車の搬送回数増加は高齢化が一因といわれる。我々はそれらに対し、日ごろから最大限の備えをしていく必要がある。県内12の消防本部のうち6消防本部が小規模消防本部で、うち4消防本部は、準特定小規模消防本部である。小規模では、財政面の制約で、人員確保、施設設備の維持、通信指令施設や車両の更新なども難しく、隊員のスキルも上がらないのではないか。また、人員不足により、きちんとした救急搬送体制がとれないことも危惧する。広域化を含む消防力の強化は、住民の生命、身体及び財産を守るという消防本来の責務において喫緊の課題である。今回、国は、広域化だけでなく、市町村の消防の連携、協力も基本指針に加えている。そこで、今後の消防力強化への取り組みを総務部長に尋ねる。

答弁(総務部長) 平成30年4月の国の基本指針を受け、関係者の意向も十分に踏まえ、昨年9月に、県消防力強化推進計画を策定した。この計画では、広域化による県下一消防本部体制の構築、連携、協力による全県一区での消防指令の共同運用を柱に、消防力の充実強化を目指すとした。これらを進めるには、消防行政の主体である市町村のコンセンサスが不可欠であると考え、市町村や有識者等も参画して、消防力強化推進委員会を設置し、年度内には、市町村や消防関係の実務者による検討会も立ち上げる予定である。広域化の実現には、多くの事項を整理する必要があり、まず、消防指令の共同運用の検討を進めていく。多くの消防本部で令和6年度から消防指令システムの更新時期を迎えるというスケジュール感も踏まえ、市町村等とともに具体的な検討、協議を加速してまいる。さらに、協議状況を踏まえ、広域化についても検討を進め、消防力の一層の強化を図っていきたい。

### 3 「熊本の学び」

#### (1) 全国学力・学力状況調査の結果分析

質問 昨年9月議会において、大平議員が2019年度の結果について質した際、教育長から「地域ごとの課題など詳細な分析はまだ途中である。」との答弁があった。そこで、調査結果の分析、課題に対する認識を教育長に伺う。

**答弁（教育長）** 学力調査の結果、県内の地域間で、教科ごとの正答率に差が生じている。学習状況に関する調査の結果と重ねて分析すると、大きく2つの要因があった。1つ目は、授業のあり方について、正答率が高い地域では話し合い活動により、自分の考えを深め、広げられていると感じている児童生徒の割合が高いという傾向があった。2つ目は、学習習慣について、正答率が高い地域では、家庭での勉強時間が長い傾向にあった。子供たちが、どの地域で学んでも必要な学力を身につけるようにすることは、県教委の役割と認識しており、地域間格差が続いているのは大きな課題である。その早急な改善のため、昨年12月に策定した熊本の学び推進プランによる学力向上の取り組みを、来年度から県内全ての学校で推進してまいる。

#### (2) 「熊本の学び」推進プラン

**質問** 昨年4月に、熊本の学びについての提言が県教育委員会宛てに提出され、それに基づき、熊本の学び推進プランが策定された。来年度、小学校から順次、新学習指導要領が実施されるが、全国学力・学習状況調査の結果も踏まえ、学力向上に向けての指針となる大事なプランである。そこで、①熊本の学び推進プランの概略について教育長に尋ねる。②提言には、市町村教育委員会との連携を強化すべきとあるが、学力向上には、県教委がどれだけ頑張っても主体である各市町村教委の果たす役割がかなりな部分を占めており、教育事務所の役割を強化しなければならない。市町村教育委員会との連携、教育事務所の役割強化はプランの中ではどうなるのか、併せて伺う。

**答弁（教育長）** ①プランの主な特徴は、1点目は、学校が目指す教育を、これまでの学校、家庭、地域に加え、行政、子供も含めた5者で共有し、連携、協働させていくこと。2点目は、子供たちがみずから学ぶ意欲を高める授業への改善。3点目は、本年度から刷新した県学力・学習状況調査の活用。4点目は、みずから計画を立て家庭学習に取り組む子供たちを育成すること、の4点である。②本プランでは、県や市町村教委、教育センター、教育事務所の代表者から成る学力向上推進本部を新たに設置して、対応を協議、立案し、県と市町村教委の連携のもと、各学校の取り組みを充実させていく。教育事務所は、その本部の中で、各地

域の学力向上を支援する責任主体と位置づけている。今後、これまで以上に、指導主事等の派遣による若手教員等への支援、学校訪問等を通じた管理職への学校運営のサポートなど、各学校のニーズに応じた支援や指導に重点的に取り組んでまいり。さらに、来年度に向け、教育事務所が学力向上の役割をより一層発揮できるよう、組織体制の強化も検討してまいる。

#### 4 主要地方道矢部阿蘇公園線の未開通区間の整備

**質問** 主要地方道矢部阿蘇公園線は、以前より、上益城と阿蘇間における観光、物資、人的な交流など多くのストック効果を生み出す道路になると整備が期待されている。また、熊本地震の際には、もし、本道路が整備されていれば、もっとスマートに救援活動ができたと言われ、南海トラフへの備えや近年の阿蘇中岳の火山活動活発化等もあり、住民の避難、救援において、その重要性はさらに高まっている。近い将来完成する九州中央自動車道と本道路をつなげば、両地域の活性化に大きな役割を果たし、中九州横断道路にもつながれば、その効果は、本県のみならず九州全体に波及する。本道路は平成29年度から調査が実施されており、そろそろ未開通部分の整備開始に向けてスピードを上げねばならない。そこで、①本線の未開通部分の整備についての県の考え方及び②これまでの調査内容と進捗状況を土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** ①本路線は、より一層期待が高まっていると十分認識している。しかし、現時点では、多額の建設コストが想定され、九州中央自動車道開通による交通量の増を見込んで、コストに見合う利用が見込めないという大きな課題がある。このため、県では、両地域において、客観的データをもとに、コストに見合う効果を改めて多方面から調査検証をすることとした。②平成29年度には、両地域の実情や将来の方向性を踏まえ、本道路に求められる機能など、検討内容の再整理を行い、平成30年度には、関係団体や地元企業に協力いただき、地域特性や地域資源などを抽出した。現在、収集したデータをもとに、整備により新たに生じる効果を検証している。引き続き、地元と連携し、早期に結果を示せるよう、取り組んでまいる。

